別記第２号の２様式（第５条関係）

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 計画変更認定申請 | 　 |
| 手数料額計算書(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３１条第１項の規定による申請)１　申請の対象とする範囲　　　　　　建築物全体（複数建築物の認定）２　計画の評価方法　　　　　　　　　住宅部分：(該当する□にレを記入）　　　　□　誘導仕様基準　　　□　仕様・計算併用法* 標準計算法

非住宅部分： 　　　　　　　　　　　　□　モデル建物法　　　□　標準入力法等３　手数料額の計算 |
| 　 | 　 | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 申請建築物 | □一戸建て住宅 | m2 | (a')円 | (A')円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | (b')円 | (B')円 |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 |  | (c')円 | (C')円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 |  | (d')円 | (D')円 |
| 計 | (b')＋(d')又は(c')＋(d')円 | (B')＋(D')又は(C')＋(D')円 |
| 　 | 他の建築物 | 合計 | m2 | (e')円 | (E')円 | 　 |
| 合計　　　　　　　　　　　　　円　　　（注意）　１　手数料の額は、東京都台東区手数料条例別表第２の４建築の部６２の項を指す。　２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３１条第２項の規定において準用する第３０条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都台東区手数料条例に定める額を加える。　３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。　４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。　５　金額(e')及び(E')には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。　６　本様式に別紙を添付すること。 |

別紙

|  |
| --- |
| 手数料額計算書（他の建築物）　手数料額の計算 |
| 　 | 　 | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 他の建築物 | □一戸建て住宅 | m2 | (a')円 | (A')円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | (b')円 | (B')円 |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | (c')円 | (C')円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | (d')円 | (D')円 |
| 計 | (b')＋(d')又は(c')＋(d')円 | (B')＋(D')又は(C')＋(D')円 |
| 他の建築物 | □一戸建て住宅 | m2 | (a')円 | (A')円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | (b')円 | (B')円 |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | (c')円 | (C')円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | (d')円 | (D')円 |
| 計 | (b')＋(d')又は(c')＋(d')円 | (B')＋(D')又は(C')＋(D')円 |
| 他の建築物 | □一戸建て住宅 | m2 | (a')円 | (A')円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | (b')円 | (B')円 |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | (c')円 | (C')円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | (d')円 | (D')円 |
| 計 | (b')＋(d')又は(c')＋(d')円 | (B')＋(D')又は(C')＋(D')円 |
| 他の建築物 | 合計 | (e')円 | (E')円 |
|  |